

改正

昭和四二年一〇月二〇日条例第三八号

昭和四七年三月三十一日条例第一七号

昭和四八年三月三〇日条例第一〇号

昭和四九年三月二九日条例第一〇号

平成三年三月二二日条例第一一号

平成一二年三月二四日条例第二号

平成一五年三月一九日条例第二三号

平成一七年三月二三日条例第二〇号

平成二〇年一〇月一五日条例第四一号

平成二二年三月三〇日条例第一七号

平成二三年一二月二〇日条例第四八号

令和 元年一〇月一一日条例第一二号

岐阜県立自然公園条例をここに公布する。

岐阜県立自然公園条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 指定、公園計画及び公園事業（第四条—第八条の八）

第三章 保護及び利用（第九条—第二十三条）

第三章の二 生態系維持回復事業（第二十三条の二—第二十三条の五）

第四章 風景地保護協定（第二十四条—第二十九条）

第五章 公園管理団体（第三十条—第三十五条）

第六章 雑則（第三十六条—第三十八条）

第七章 罰則（第三十九条—第四十五条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る

ことにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
- 四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 指定、公園計画及び公園事業

(指定)

第四条 自然公園は、知事が、関係市町村の申出により岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）第二十七条に規定する岐阜県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第五条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張する場合には、関係市町村の申出によらなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(公園計画の決定)

第六条 公園計画は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に

供しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第八条 公園事業は、県が執行する。

2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事に協議しなければならないが、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第八条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第八条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国及び県以外の地方公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が国及び地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第八条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第八条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第三項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第八条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
 - 一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
 - 二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
 - 三 第八条の二の規定による命令に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第八条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第八条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章（第四条から第七条までを除く。）の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報

告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第八条の八 この章に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 保護及び利用

(特別地域)

第九条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

2 知事は、特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係市町村及び国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

4 特別地域内においては、次に掲げる行為は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 規則で定める区域内において木竹を損傷すること。

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 規則で定める湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八 屋外において土石その他の規則で定める物を集積し、又は貯蔵すること。

九 水面を埋め立て、又は干拓すること。

- 十 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
 - 十一 高山植物その他の植物で規則で定めるものを採取し、又は損傷すること。
 - 十二 規則で定める区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 十三 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十四 規則で定める区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものを放つこと（当該規則で定める動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - 十六 湿原その他これに類する地域のうち規則で定める区域内へ当該区域ごとに規則で定める期間内に立ち入ること。
 - 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち規則で定める区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 5 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
 - 6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
 - 7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第四項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
 - 8 次に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等（第二十三条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同

じ。)として行う行為

三 第二十四条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(利用調整地区)

第十条 知事は、自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 知事は、利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係市町村及び国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

4 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は前条第五項後段若しくは第七項の届出をした行為（同法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合

三 公園事業を執行するために立ち入る場合

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

五 第二十四条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合

七 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第十一条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第四項に規定する期間内に立ち入る

うとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一 自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。

二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 知事は、第一項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第四項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「を受けた者」とあるのは「を受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

第十二条 知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定（以下この条から第十六条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
 - 二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは岐阜県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - 五 第十六条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。
 - 5 知事は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

第十三条 知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定認定機関の遵守事項)

第十四条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に(指

定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく) 知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第十六条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。

(秘密保持義務等)

第十五条 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第十六条 知事は、第十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

- 2 知事は、指定認定機関が第十二条第三項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。
- 3 知事は、指定認定機関が第十四条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
- 4 第十二条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、第十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条件)

第十八条 第九条第四項及び第十条第四項第七号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第十九条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

六 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項

の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第二十四条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

五 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(中止命令等)

第二十条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第九条第四項若しくは第十条第四項の規定、第十八条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第九条第四項若しくは第十条第四項第七号の規定による許可を受けた者又は第十九条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第九条第四項、第十条第四項第七号、第十九条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第九条第四項各号、第十条第四項第七号若しくは第十九条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

第二十二条 知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)

第二十三条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において、前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、当該職員をしてその行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三章の二 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第二十三条の二 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第二十三条の三 県は、自然公園の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第二十三条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二十三条の五 知事は、第二十三条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第二十四条 県若しくは市町村又は第三十条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十一条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行う

ものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」という。）
 - 二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
 - 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 風景地保護協定の有効期間
 - 五 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。
- 4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。
- 5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

（風景地保護協定の縦覧等）

第二十五条 知事は、県が風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事に意見書を提出することができる。
- 3 市町村が風景地保護協定を締結しようとする場合の手続は、前二項の例による。

（風景地保護協定の認可）

第二十六条 知事は、第二十四条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号の

いずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 申請手続がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反しないこと。

二 風景地保護協定の内容が、第二十四条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

第二十七条 知事は、県が風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

2 市町村が風景地保護協定を締結した場合の手続は、前項の例による。

(風景地保護協定の変更)

第二十八条 第二十四条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第二十九条 第二十七条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五章 公園管理団体

(指定)

第三十条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第三十一条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- 二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- 三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十二条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第三十三条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十四条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第三十五条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第六章 雑則

(実地調査)

第三十六条 知事は、自然公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、実地調査のために必要があるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他の法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占

有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(普通地方公共団体に関する特例)

第三十七条 県が行う行為及び市町村が法令の規定に基づいて行う行為であつて規則で定めるものについては、第九条第四項又は第十条第四項第七号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該行為をしようとする県又は市町村の機関は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 県又は市町村が行う行為については、第九条第五項から第七項まで又は第十九条第一項の規定による届出を要しない。この場合において当該県又は市町村の機関は、その行為をしたとき、又はしようとするときは、当該届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、第十九条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該県又は市町村の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(委任)

第三十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十九条 第八条の六第一項又は第二十条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

三 第九条第四項又は第十条第四項の規定に違反した者

四 偽りその他不正の手段により第十一条第一項の認定を受けた者

五 第十八条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十一条 第十五条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第八条の二、第十九条第二項又は第三十三条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第十一条第五項の立入認定証の再交付を受けた者
- 三 第十四条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- 四 第十七条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第十九条第五項の規定に違反した者
- 七 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第二十一条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十三条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 十 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十三条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 十一 第三十六条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十九条、第四十条、第四十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第九項、第八条の四又は第八条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）
- 二 第十一条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者

付 則

- 1 この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県立公園条例（昭和二十九年九月岐阜県条例第三十八号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に岐阜県立公園条例第四条の規定により指定されている県立公園は、この条例による自然公園として指定されたものとみなし、その区域は、それぞれこの条例による自然公園の区域とみなす。

付 則（昭和四十二年十月二十日条例第三十八号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年三月三十一日条例第十七号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）附則第六項中罰則に係る改正部分の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和四十七年九月規則第百一号で、同四十七年九月三十日から施行）
- 7 前項の規定（罰則に係る改正部分に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年三月三十日条例第十号抄）

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和四十八年四月規則第四十一号で、同四十八年四月十二日から施行）

附 則（昭和四十九年三月二十九日条例第十号抄）

- 1 この条例は、昭和四十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の岐阜県立自然公園条例第十一条第一項の規定による届出を要しなかつた行為で、改正前の同条例第十一条第一項の規定による届出を要することとなつたもののうち、現に着手しているものについては、改正後の同条例第十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の岐阜県立自然公園条例第十一条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の同条例第十一条第五項の規定は、適用しない。

附 則（平成三年三月二十二日条例第十一号）

この条例は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第二十三号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日条例第二十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十年十月十五日条例第四十一号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第十七号）

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第十条第四項第一号の改正規定（「前条第五項」を「前条第五項後段」に改める部分を除く。）は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第八条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

附 則（平成二十三年十二月二十日条例第四十八号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第八条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第八条第四項の規定による協議書及び同条第五項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第八条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第八条第七項の規定による協議書及び同条第八項において準用する同条第五項の規定による添付書類とみなす。

附 則（令和元年十月十一日条例第十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。（後略）

（行政庁の行為等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。